

高崎市に転入された方へ



以下の取扱い業務に該当するものがありましたら、高崎市総合保健センター4階の担当課の窓口で手続きをしてください。

【開庁時間】月曜～金曜日：8時30分～17時15分（土・日、祝日、年末年始〈12月29日～1月3日〉除く）

取扱い業務	手続き	手続きに必要なもの	担当課・窓口番号
予防接種	4歳以下のお子さんには、転入手続きの日から1週間ほどで予防票のつづりを郵送します。手続きの必要はありません。 （お急ぎの方や5歳以上で未接種の予防接種があるお子さんについては、お問い合わせください。）	ご不明な点は、右記担当にお問い合わせください。	保健予防課 予防接種担当
小児慢性特定疾病 医療費支給	転入後すみやかに、医療費支給の申請手続きをしてください。 （難病患者見舞金についてはお問い合わせください。）	右記担当にご相談ください。	保健予防課 難病対策担当 ①
特定医療費 （指定難病） 医療費支給	転入後すみやかに、変更等の手続きをしてください。 （難病患者見舞金についてはお問い合わせください。）		
先天性血液凝固 因子障害等医療給付	転入後すみやかに、群馬県感染症・疾病対策課に変更等の手続きをしてください。 （難病患者見舞金についてはお問い合わせください。）		
乳幼児健康診査	手続きの必要はありません。年齢に応じて乳幼児健診（1か月児・股関節脱臼検診・3か月児・9か月児・1歳6か月児・2歳児個別歯科・3歳児健診・5歳児健診アンケート）のご案内を郵送します。	なし	健康課 母子保健担当 ②
妊娠中の方 （妊娠届出済）	妊産婦健康診査受診票等の差し替えをします。 （高崎市の受診票などをお渡しします。また、高崎市の制度等の説明をします。40分～60分程度の時間がかかりますので、余裕をもって来所してください。）	●妊産婦健康診査受診票等 （前住所地発行の未使用のもの） ●母子健康手帳	健康課 管理担当 ②
未熟児養育 医療給付	医療給付の申請手続きをしてください。	右記担当にご相談ください。	健康課 管理担当 ②
高崎市国保特定健診 後期高齢者健診	健診受診券を発行します。電話もしくは来所し、発行の申請をしてください。 ●申請時期により、健診期間内に受診券を発行できない場合があります。	なし	健康課 健康づくり担当 ②
市の健康診査 がん検診	「健康づくり受診券」を発行します。電話もしくは来所し、発行の申請をしてください。受診期間は、5月1日から翌年1月末日までです。 ●健康づくり受診券は、19歳以上の市民に発行しています。 ●高崎市の検（健）診を受ける際に必要です。 ●各検（健）診対象年齢が決まっています。	なし	健康課 健康づくり担当 ②
犬（他市町村で登録済） と一緒に転入された方	登録鑑札を持参し、犬の転入手続き（登録の変更）をしてください。 ※他市町村で登録されていない場合、新規の登録が必要となります（新規登録手数料 3,000円）。	●登録鑑札 （前住所地発行のもの） ※登録鑑札を紛失した場合 鑑札再交付手数料 1,600円	生活衛生課 環境衛生担当 ④

高崎市総合保健センター



お問い合わせ先

高崎市総合保健センター 4階

- 保健予防課
TEL 027-381-6112
- 健康課
TEL 027-381-6113（管理担当・母子保健担当）
TEL 027-381-6114（管理担当・健康づくり担当）
- 生活衛生課
TEL 027-381-6116

● 駐車場のご案内 ●

高崎市総合保健センター隣接の駐車場をご利用ください。ご利用の場合は、駐車券を窓口にお持ちください。その他の有料駐車場をご利用の場合は、料金は本人負担となります。